

税制改正に伴う外形標準課税の改正について

税制改正に伴い、資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税について、以下のとおり改正されました。

1 大法人の電子申告義務化

外形法人等の大法人が行う法人県民税及び法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。

対象法人	(1)事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (2)相互会社、投資法人、特定目的会社
適用日	令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度分から適用
対象書類	確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

電子申告義務化対象となる法人が書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。また、義務化の対象となる申告書を紙で提出した場合は、県税事務所で受付を行った場合であっても当該申告書は無効となりますのでご注意ください。

2 外形標準課税法人の税率の改正（法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税）

令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等については、課税方式が変更されます。

(1) 法人事業税

所得等の区分			平成20年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
所得金課税事業	所得割額	適用軽減税率 年400万以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%
		年400万を超え年800万以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%
		年800万を超える所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%
	軽減税率不適用法人の所得		2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%
事業	付加価値割額		0.48%	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%
	資本割額		0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%
	収入割額(下記以外の収入金課税事業)		0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%
収入金課税事業	小売電気事業等及び発電事業等	収入割額	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%
		付加価値割額						0.37%
		資本割額						0.15%

(2) 地方法人特別税・特別法人事業税

所得等の区分(課税標準)	地方法人特別税				特別法人事業税	
	平成20年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
所得金課税事業(法人事業税所得割額)	148%	67.4%	93.5%	414.2%	260%	260%
下記以外の収入金課税事業(収入割額)	81%	43.2%	43.2%	43.2%	30%	30%
小売電気事業等及び発電事業等(収入割額)	81%	43.2%	43.2%	43.2%	30%	40%

3 付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制の導入（経過措置）

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①～③の要件を全て満たす場合には、法人事業税付加価値割の算定において給与等の増加額を控除することができます。

(1) 要件

- ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額（前事業年度）
- ②
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

- ③ 国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 \times 90%

令和2年4月1日以降に開始する事業年度については、以下のとおりとなります。

- 国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 \times 95%

雇用者給与等支給額、継続雇用者給与等支給額、国内設備投資額等については、法人税の賃上げ及び投資の促進に係る税制の計算の例によります。

(2) 控除額

給与等の増加額（雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額）が控除額となります。

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、給与等の増加額に雇用安定控除調整率（※1）を乗じた金額が控除額となります。

（※1）雇用安定控除調整率 = $(\text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額}) / \text{収益配分額}$

4 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置（経過措置）

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①及び②の要件を満たす場合には、法人事業税額から一定額を控除します。

(1) 要件

- ① 調整後付加価値額（※1） < 40億円

（※1）調整後付加価値額 = $\text{付加価値額} \times 1.2 \div \text{事業年度の月数}$ （1月に満たない場合は1月とする。）

- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合

（イ）当該事業年度の税率を適用した事業税額（※2） > （ロ）平成27年3月31日現在の税率を適用した事業税額

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の場合

（イ）当該事業年度の税率を適用した事業税額（※2） > （ロ）平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額

（※2）当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

(2) 控除額

調整後付加価値額	控除額
30億円以下	$(\text{イ}) - (\text{ロ}) \times (\text{ハ})$ 一定割合
30億円超40億円未満	$(\text{イ}) - (\text{ロ}) \times (40\text{億円} - \text{調整後付加価値額}) \div 10\text{億円} \times (\text{ハ})$

(ハ) 一定割合

事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	1 / 2
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	3 / 4
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	1 / 2
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度	1 / 4

5 付加価値割における所得拡大促進税制の導入（経過措置）

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、以下の①～③の要件を全て満たす場合には、雇用者給与等支給増加額(※1)を付加価値割の課税標準額から控除することができます。

(※1) 雇用者給与等支給増加額＝雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額

(1) 要件

- ① 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が次に掲げる割合以上であること。

事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%以上
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%以上
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%以上

- ① 雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額（前事業年度）
② 平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額（前事業年度）

③の要件について、平成29年4月1日以降に開始する事業年度は以下のとおりとなります。

$$\text{比較平均給与等 増加割合 (\%)} = \frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額 (前事業年度)}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$$

雇用者給与等支給額、基準雇用者給与等支給額、平均給与等支給額等については、法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

(2) 控除額

雇用者給与等支給増加額

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除調整率(※2)を乗じた金額が控除額となります。

(※2) 雇用安定控除調整率＝(収益配分額－雇用安定控除額) / 収益配分額

【連絡先】 総務部 税務課 外形標準課税調査係

TEL 092-643-3081

FAX 092-643-3069